

NO	区分	質問	回答
1	「新規雇用」対象・要件	対象者は	平戸市内の介護サービス事業所等に <u>正規職員</u> として新たに雇用される下記のいずれかの職種の方 ①介護職員（施設の介護職員やホームヘルパー、デイサービス・デイケア等の介護職員等） ②介護支援専門員（ケアマネジャー） ③生活相談員、生活支援員 ※②③は令和8年度から交付要件に追加されました。
2	「新規雇用」対象・要件	平戸市内の介護サービス事業所等とは	本市に事業所を有する介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する介護サービス事業所、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する障害福祉サービス事業所及び老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する養護老人ホームを運営する事業所をいう
3	「資格加算」対象・要件	加算の要件は	下記のいずれかの資格をもっている30歳以下の方は、「新規雇用」賞賜金に5万円が加算されます。 ①介護職員初任者研修課程を修了している ②介護職員実務者研修課程を修了している ③介護福祉士の資格を有する ④社会福祉士の資格を有する
4	対象・要件	平戸市外から通勤する者も対象となるか	対象となります。
5	「新規雇用」対象・要件	対象者とならない者は	下記のいずれかに該当する方は <u>対象外</u> です。 ①過去にこの事業の賞賜金(「新規雇用」)を受けたことがある方 ②51歳以上の方（「在職資格」は対象） ③平戸市の運営する介護サービス事業所（公営）に勤める者 ④平戸市に納めるべき市税等を滞納している方 ⑤ <u>市内</u> の別の事業所を退職して6ヶ月を経過しないうちに就職した31歳以上の方

6	「新規雇用」対象・要件	市外の別の介護サービス事業所を退職して新たに雇われた者は対象になるのか	対象となります。（ただし同一法人の市外事業所から異動により市内事業所に勤務となった場合は対象とはなりません。）
7	対象・要件	外国人は対象となるのか	令和8年度から「介護職」として雇用される以下の外国籍の方についても対象として規定しました。 ①E P A（経済連携協定）に基づく外国人介護福祉士候補者 ②在留資格「介護」をもつ外国人 ③技能実習生 ④在留資格「特定技能1号」 ⑤永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等又は定住者（パートは不可）
8	対象・要件	「介護サービス事業所に介護職として3年以上在職する者」の考え方は	市内の同一の介護サービス事業所に正規職員として3年以上在職している者としてします。同一法人で市内にある介護サービス事業所で連続して3年以上在職している方も含みます。
9	対象・要件	正規・非正規の違いは	正規職員とは、法律で明確にされていませんが、一般的に会社内で正社員と呼ばれ、期間の定めのない雇用契約で働いている社員をさします。非正規職員とは、法律で明確にされていませんが、一般的には、契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員のように期間を定めた雇用契約により、正規社員と比べて短い時間で働く社員をさします。 いずれにしても、就業規則や雇用契約書で、どのような雇用形態であるのか確認してください。
10	対象・要件	非正規職員から途中で正規職員となった場合、申請できるのか	申請できます。
11	申請方法等	申請方法は	平戸市キャリア形成推進事業賞賜金交付申請書（※申請書はホームページからダウンロードできます。）及び添付書類を平戸市役所長寿介護課介護保険班に提出してください。（各支所・出張所窓口、郵送も可） 【添付書類】 ・資格加算または在職資格の申請は、「取得した研修の修了書」または「資格登録証の写し」 ・外国籍の方は、「在留資格の分かる書類」の写し、振込口座の写し

12	申請方法等	申請の期限は	申請の事由（新規雇用、在職資格）が確定したら、速やかに（当該年度内に）申請書を提出してください。
13	申請方法等	事業所が試用期間を設けている場合、試用期間後に申請を行うのか。	申請書には事業所の証明印が必要ですので、事業所が試用期間を設けており、試用期間を経た後でないと証明をもらえない場合は、試用期間を経てから申請してください。 例:R8.3.1に就職後、3カ月の試用期間を経て正規職員となった場合は、R8.6.1以降に申請できる。（申請期限はR.9.3.31）
14	申請方法等	「在職資格」の申請期限は	資格の登録日の属する年度中に申請をしてください。 例：R8.3月に合格発表、R8.4月の日付の登録証をお持ちの方は、登録証の写しを添付してR8.4月以降に申請できる。（申請期限はR9.3.31）
15	賞賜金の交付	賞賜金の交付時期は	申請書受付後審査を行い、随時、交付決定（または不決定）通知によりお知らせいたします。
16	賞賜金の交付	賞賜金の受け取り方法は	ご本人の口座に振り込みします。ただし、 <u>交付式を開催する場合があります</u> ので、その際は平戸市長または福祉部長より手渡しいたします。（事業所と該当者に事前に案内を行います。）